

豊中市重度身体障害者紙おむつ等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度身体障害者（児）で紙おむつを必要とする者に対し、別表に掲げる品目（以下、「紙おむつ等」という。）の購入に要する経費の一部として給付券を支給することにより、重度身体障害者等の経済的負担を軽減し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「重度身体障害者（児）」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、当該身体障害者手帳に記載された障害の級別が1級又は2級に該当する者（児）をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、別表に掲げる障害及び程度に該当する者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は対象者から除くものとする。

- (1) 豊中市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱、豊中市紙おむつ給付事業実施要綱により、紙おむつ等の支給を受けることができる者
- (2) 本事業による給付を受けようとする重度身体障害者（児）及びその者と同じ世帯に属するいずれかの者が、申込みのあった月の属する年度（申込みのあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市区町村民税が課税である者

(給付の申込み)

第4条 本事業による給付を受けようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) 日常生活用具給付申込書
- (2) 第3条第1項のいずれかの状態に該当することを確認できる紙おむつ給付意見書。ただし、身体障害者診断書・意見書等の記載により当該状態に該当することが確認できる場合は、省略することができる。

(給付の決定及び交付)

第5条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、これを審査し、申込者が第3条に規定する対象者であると認めたときは、当該申込者に対し、給付券を半年ごとに郵送により支給するものとする。

2 給付券の基準額は、別表に定める額とする。

3 暦月を単位として2カ月ごとに給付券1枚を交付する。

4 給付券の支給枚数は、申込み1回につき3枚（半年分）まで一括交付する。（年度途中での申請の場合は、残余月数に応じた枚数を支給する。）

(給付券の支給期間)

第6条 給付券の支給は、第4条の規定による申込みのあった日の属する月から開始し、

第 8 条の規定により受給資格の消滅した日の属する月をもって終わる。

(給付券の使用)

第 7 条 給付券の受給を受けた者又はその保護者（以下「受給者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して紙おむつ等の給付を受けるものとする。
この場合において、紙おむつ等の価格が給付額を超えるときは、その超える金額を給付受給者が現金で負担するものとする。

(受給資格の消滅)

第 8 条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格は消滅する。

- (1) 第 3 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他、市長が必要でないと認めたとき。

(業者への支払い)

第 9 条 市長は、業者から紙おむつ等の給付に係る費用の請求があったときは、市長が定める額を業者に支払うものとする。

2 前項の請求には受領欄に自署または記名押印された給付券を添付しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第 10 条 受給者は、給付券又はこの事業により入手した紙おむつ等を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第 11 条 市長は、虚偽その他不正な手段により紙おむつ等の支給を受けた者があるとき又は受給者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(施行細目)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は令和 3 年（2021 年）3 月 1 日から実施する。

別表

品目	基準額 (円)	耐用 年数	障害及び程度
紙おむつ等	8,000/月	—	身体障害者手帳１・２級の者(児)で、次のいずれかに該当する３歳以上６５歳未満非課税世帯の者（児） （要意見書） １）排尿・排便機能障害のため常時紙おむつが必要と認められるもの ２）遷延性障害等により排泄の意思表示が困難で常時紙おむつが必要と認められるもの